資料（1）

平成31年1月21日（月）
全国健康保険協会東京支部
評議会資料（第64回）

全国健康保険協会（協会けんぽ）の支部評議会について

１．支部評議会について

【参考】支部評議会の関係条文

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

1．支部評議会について

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

1-1. 支部評議会の位置づけ

本部に運営委員会、支部に評議会を設け、それぞれ事業主・被保険者・学識経験者が参画し、運営に関する重要事項を審議します。

全国健康保険協会
協会けんぽ

本　部

支部を統括・支援

支　部
（47都道府県）

支部単位で地域の実情を踏まえ事業を実施

運営委員会
（事業主・被保険者・学識経験者で構成）

事業主・加入者の
意見に基づく
自主自立の運営

評議会
（地域の事業主・被保険者・学識経験者で構成）

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

■ 支部評議会

○ 協会けんぽでは、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、47都道府県の支部ごとに評議会を設け、**支部における業務の実施について、評議会の意見を聴く**ものとされています。

(健康保険法 第7条の2 1)
(全国健康保険協会定款 第28条)

■ 評議会の職務

① 毎事業年度の**事業計画並びに予算及び決算**のうち、支部に係る事項
② 支部の**都道府県単位保険料率の変更**に関する事項
③ その他、**支部の業務に関する重要事項**

※上記①～③について、支部長はあらかじめ評議会の意見を聞くこととされています。

(全国健康保険協会定款 第31条)

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

1-2. 支部評議会②（評議員①）

■ 人　数

○ 12名以内

※東京支部は9名です。

(全国健康保険協会定款 第29条)

■ 評議員の構成

① 事業主
② 被保険者
③ 学識経験者

※上記①～③から、同数を支部の支部長が委嘱します。東京支部は各3名ずつ委嘱しています。

(健康保険法 第7条の2　1)
(全国健康保険協会定款 第29条 2)

■ 任　期

○ 2年

※前任の評議員が辞任した場合、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間となります。

(全国健康保険協会定款 第30条)

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

■ 東京支部の評議員（平成30年11月1日から）

	氏　名	事業所名など
事業主代表	飯島　正宏	東京湾遊漁船業協同組合　理事長
	嶋村　文男	島村運輸倉庫株式会社　代表取締役社長
	傳田　純	東京都商工会連合会　専務理事
被保険者代表	惠島　美奈江	ＵＡゼンセン東京都支部（公募）
	藤田　紀子	一般社団法人　企業福祉・共済総合研究所（健康保険委員）
	守屋　志保	ドリームサポート社会保険労務士法人（健康保険委員）
学識経験者	恩藏　三穂	高千穂大学　教授
	杉村　栄一	公益財団法人　東京都福祉保健財団　理事長
	吉岡　桂輔	東京都弁護士国民健康保険組合　副理事長

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

■ 議長

○ **評議会に議長を置き、評議員の互選により選任する**。

○ 議長は、評議会の議事を整理する。

○ 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、**あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行う**。

(全国健康保険協会評議会規定 第5条)

■ 定足数

評議会は、以下の①又は②の条件を満たさなければ、議事を開くことができない。

① 評議員の**総数の３分の２以上**

② 事業主代表、被保険者代表及び学識経験者の**各３分の１以上**

(全国健康保険協会評議会規定 第6条)

■ 議決方法

○ 評議会の議事は、**出席評議員の過半数**で決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(全国健康保険協会評議会規定 第8条)

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会と運営委員会について

	支部評議会	運営委員会
設　置	都道府県支部	本部
任命者	支部長	厚生労働大臣
人　数	１２人以内 ※支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。	９人以内 ※委員は、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
任　期	２年 ※補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間。	２年 ※補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。
職　務	次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。 （１）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項 （２）当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項 （３）その他当該支部の業務に関する重要事項	次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。 （１）定款の変更 （２）運営規則の変更（第４５条第２項ただし書に規定するものを除く） （３）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算 （４）重要な財産の処分又は重大な債務の負担 （５）役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更 （６）その他協会の組織及び業務に関する重要事項

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】 支部評議会の関係条文

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文①

健康保険法（抄）

（評議会）

第７条の２　１　協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

２　評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所（第３４条第１項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。）の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長（以下「支部長」という。）が委嘱する。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文②

全国健康保険協会　定款（抄）

第４章　評議会

（評議会）

第２８条　協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

（評議員及び評議員の委嘱）

第２９条　評議会の評議員（以下「評議員」という。）は、１２人以内とする。

２　評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

（評議員の任期）

第３０条　評議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議会の職務）

第３１条　次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。

（１）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

（２）当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

（３）その他当該支部の業務に関する重要事項

（準用）

第３２条　評議会の運営については、第２２条から第２６条までの規定を準用する。この場合において、第２２条中「理事長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文③

第３章　運営委員会

（運営委員会）

第１８条　被保険者を使用する適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

（運営委員の任命）

第１９条　運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、９人以内とする。

２　委員は、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

（委員の任期）

第２０条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（運営委員会の職務）

第２１条　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

（１）定款の変更

（２）運営規則の変更（第４５条第２項ただし書に規定するものを除く）

（３）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

（４）重要な財産の処分又は重大な債務の負担

（５）役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

（６）その他協会の組織及び業務に関する重要事項

２　前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文④

（招集）

第２２条　運営委員会は理事長が招集する。

２　理事長は、委員の総数の３分の１以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。

（委員長）

第２３条　運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、運営委員会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

（定足数）

第２４条　運営委員会は、委員の総数の３分の２以上又は第１９条第２項に掲げる委員の各３分の１以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

（議決方法）

第２５条　運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって、決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の運営）

第２６条　本章に定めるものを除くほか、運営委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

（秘密保持義務）

第２７条　委員又は委員であったものは、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文⑤

全国健康保険協会評議会規程

（趣旨）

第１条　この規定は、健康保険法（大正11年法律第70号）第７条の21に規定する全国健康保険協会（以下「協会」という。）の評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（評議員及び評議員の委嘱）

第２条　評議会の評議員（以下「評議員」という。）は、12人以内とする。

２　評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

（任期）

第３条　評議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　評議員は、再任されることができる。

（評議会の招集）

第４条　評議会は、支部長が招集する。

２　支部長は、評議員の総数の３分の１以上の評議員が審議すべき事項を示して評議会の招集を請求したときは、評議会を招集しなければならない。

（議長）

第５条　評議会に議長を置き、評議員の互選により選任する。

２　議長は、評議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行う。

（定足数）

第６条　評議会は、評議員の総数の３分の２以上又は第２条第２項に掲げる評議員の各３分の１以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

（評議会の職務）

第７条　次の各号に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴かなければならない。

（１）毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

（２）当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

（３）その他当該支部の業務に関する重要事項

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文⑥

（議決方法）

第８条　評議会の議事は、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第９条　議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条　評議会の庶務は、支部における企画総務部企画総務グループにおいて行う。

（雑則）

第11条　この規定に定めるもののほか、評議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、議長が評議会に諮って定める。

附　則

この規定は、平成20年10月1日から施行する。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

【参考】支部評議会の関係条文⑦

全国健康保険協会東京支部評議会運営要綱

（通則）

第１条　評議会の議事の手続きその他の運営は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、全国健康保険協会定款及び全国健康保険協会評議会規程によるほか、この要綱に定めるところによる。

（代理人）

第２条　評議員は、他の評議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、評議員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

２　前項の規定により、他の評議員を代理人として議決権を行使する評議員は、会議に出席した評議員とみなす。

（評議員以外の者の出席）

第３条　議長は、専門的事項について審議するために必要があると認めるときは、評議員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第４条　評議会の会議は、公開とする。ただし、議長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事録）

第５条　評議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一　会議の日時及び場所

二　出席した評議員の氏名

三　議事となった事項

２　議事録は、公開とする。ただし、議長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、議長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附　則

この要綱は、平成20年12月2日から施行する。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.